

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	法人番号	住所
長崎テクノ株式会社	1490001001666	高知県高知市若松町1705

2. 指名停止措置期間

平成30年1月19日 から 平成30年3月1日 まで 6週間

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

本件については、長崎テクノ(株)が、高知県発注工事(H27道改(特定)第10-103-14号県道興津窪川線道路改良工事)において下請施工があったにもかかわらず、建設業法24条の7第1項に規定する施工体制台帳等を作成していなかったことが、建設業法に違反し、高知県知事より7日間の営業停止処分を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号に該当し、これを準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

本件については、指名停止6週間とする。

指名停止措置要領別表第2

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上 9ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

○総務部契約課長 峰 久 義 朗 (内線2511)

総務部経理調達課長 中 野 靖 久 (内線6311)

○総務部契約課長補佐 杉 浦 敏 樹 (内線2512)